

「令和5年度における公共工事等契約事務に係る留意事項について」に伴う事務の取扱いについて(対照表)

令和5年度	令和4年度	摘要
<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 建設リサイクル法に係る協議 建設リサイクル法の対象となる工事で再資源化等に要する費用等が発生する工事については、「建設リサイクル法の施行に伴う契約事務について」(平成14年5月29日付け建情第170号)及び「建設リサイクル法対象工事の契約事務の取扱いについて」(平成23年3月30日付け建情第1346号)に基づき、協議を行うよう指導すること。</p> <p>2 施工体制台帳の提出 請負代金額が200万円以上の工事及び200万円未満であっても下請契約を締結する工事については、「<u>施工体制台帳の取扱いについて</u>」(令和5年(2023年)2月24日付け建管第1504号)に基づき、<u>施工体制台帳の写し</u>を提出するよう指導すること。 なお、再下請負業者がいる場合は、<u>請負代金額を明示した契約の書面の写しを添付するよう指導を徹底すること。</u></p> <p>3 現場代理人等指定通知書の提出 現場代理人、主任技術者、(特例)監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者を設置する場合は、「<u>現場代理人等指定通知書</u>」(別記第1号様式)を提出するよう指導すること。 また、提出した内容に変更があった場合は、「<u>現場代理人等変更通知書</u>」(別記第2号様式)を提出するよう指導すること。</p> <p>4 下請負人の通知 受注者が工事の一部を下請負に付す場合においては、<u>施工体制台帳の写しの提出をもって下請負人選定通知書の提出とみなすこととする。</u> なお、発注者に対して通知を行う下請契約の範囲は、建設工事の請負契約における全ての下請負人(建設業許可を有しない者を含む。)をいい、一次下請だけでなく、二次下請、三次下請等も対象となるため、必要書類の提出が完全に履行されるよう指導すること。</p> <p>5 事故発生の報告 工事現場において労働災害が発生した場合は、「<u>公共工事の発注に係る事故発生の情報処理等について</u>」(平成5年3月5日付け管理第1693号)及び「<u>建設工事等における事故発生時の対応について</u>」(令和4年(2022年)6月27日付け建管第404号)に基づき、必要な報告を行うよう指導すること。 また、建設管理部長は、次のとおり建設管理課長及び災害場所を所管する(総合)振興局長(担当:産業振興部商工労働観光課)へ報告すること。 (1) 休業4日以上労働災害(死亡を含む。)の場合 事故のあった月の翌月10日を原則とし、「業種別・月別労働者死傷災害発生状況」(様式7)に当月分を取りまとめ、労働安全衛生規則第97条第1項の様式第23号「労働者死傷病報告」の写しを添付し報告すること。 (2) 休業1日以上で一時に3人以上が死傷した場合 速やかに、「<u>重大災害発生状況調査</u>」(様式8)に、労働安全衛生規則第97条第1項の様式第23号「労働者死傷病報告」又は同条第2項の様式第24号「労働者死傷病報告」の写しを添付し報告すること。</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>1 建設リサイクル法に係る協議 建設リサイクル法の対象となる工事で再資源化等に要する費用等が発生する工事については、「建設リサイクル法の施行に伴う契約事務について」(平成14年5月29日付け建情第170号)及び「建設リサイクル法対象工事の契約事務の取扱いについて」(平成23年3月30日付け建情第1346号)に基づき、<u>別記第1号様式、別記第2号様式並びに様式その5に必要書類を添付のうえ協議を行うよう指導すること。</u></p> <p>2 現場代理人等指定通知書の提出 請負代金額が200万円以上の工事及び200万円未満であっても下請契約を締結する工事については、「<u>施工体制台帳の活用に関する取扱いについて</u>」(平成18年3月9日付け建情第1428号発注関係3部長通達。以下「<u>施工体制台帳取扱通知</u>」という。)に基づき、受注者が現場代理人、主任技術者、(特例)監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者を定めた場合には、別記第1号様式(施工体制台帳1及び作業員名簿(施工体制台帳4))を添付)を提出するよう指導すること。 また、建設工事事務取扱標準様式第15号様式その2(契約書)第9条第3項による常駐義務の緩和に関する取り扱いについては、「<u>現場代理人の兼任に関する取扱いについて</u>」(平成25年3月28日付け建情第1428号)により指導すること。</p> <p>3 技能士活用状況の報告 技能士活用状況の報告については、土木工事における技能士活用に係る取組の充実に向け、受注者の技能士活用に対する一層の意識向上を図るため、実績について別記様式により受注者から提出を求めること。</p> <p>4 下請負人選定通知書の提出 受注者が工事の一部を下請負に付す場合には、<u>施工体制台帳取扱通知別記第2号様式、施工体制台帳2、施工体制台帳3、作業員名簿(施工体制台帳4)及び施工体系図(第3号様式)の提出を求めるとともに、二次以下の下請契約についても、請負代金額を明示した請負契約書を添付するよう指導を徹底すること。</u> なお、下請契約の内容については、下請代金支払状況等調(様式2)を参考に、各支出負担行為担当者において状況を把握しておくこと。 また、受注者と工事に携わる全ての下請負人(二次以下の下請負人を含む。)等との関係を明確にさせるとともに、発注者に対する必要書類等の提出が完全に履行されるよう、受注者を強く指導すること。</p> <p>5 事故等の発生状況の報告 (1) 労働者死傷病発生状況については、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32条)第97条の規定による「<u>労働者死傷病報告</u>」(様式第23号)の写しにより、4日以上休業したときについて報告を求めること。 (2) 上記(1)の報告については、様式7により集計し、「<u>労働者死傷病報告</u>」の写しと併せて報告すること。 (3) 次の各号のいずれかに該当する事故が発生した場合には、別記様式1により受注者から報告を受け、「<u>公共工事の発注に係る事故発生の情報処理等について</u>」(平成5年3月5日付け管理第1693号土木部長通達)により定めた様式で速やかに報告し指示を得ること。 ア 重大な労災事故(死亡又は多数の負傷者を生じさせた事故)等 なお、休業1日以上で一時に3人以上の死傷者を生じさせた事故については、様式8を加えて報告すること。 イ 公衆に死亡者又は負傷者を生じさせた事故 ウ 工事関係車両による事故のうち、社会的影響があると判断される重大な事故</p>	<p>○文言整理</p> <p>○追加</p> <p>○変更</p> <p>○記載する順番の変更</p> <p>○変更</p> <p>○変更</p>

「令和5年度における公共工事等契約事務に係る留意事項について」に伴う事務の取扱いについて(対照表)

令和5年度	令和4年度	摘要
<p>6 (削除)</p> <p>6 建設業退職金共済証紙貼付実績の提出 建設業退職金共済証紙貼付実績については、「建設業退職金共済証紙貼付実績の提出について」(平成15年3月27日付け建情第861号建設部長通達)に基づき、<u>実績を提出するよう指導する。</u></p> <p>7 環境物品等調達実績の報告 北海道グリーン購入基本方針に基づく環境物品等の調達実績については、次の様式を、工事完成後速やかにwebサイトを經由して提出するよう指導する。 (1) 令和5年度環境物品等の調達実績(公共工事) (2) 令和5年度環境物品等の調達実績(北海道認定リサイクル製品及び北海道リサイクルブランド)</p> <p>8 技能士活用状況の報告 技能士活用状況の報告については、技能士活用状況報告書を、工事完成後速やかにwebサイトを經由して提出するとともに、監督員に対しても電子メールで提出するよう指導する。</p> <p>9 木材及び木材加工資材等の使用状況の報告 木材及び木材加工資材等の使用状況については、別紙「木材及び木材加工資材等の使用状況報告書」を、工事完成後速やかにwebサイトを經由して提出するよう指導する。</p> <p>10 その他 (1) webサイトを經由して報告を行う際、ICT活用工事、週休2日工事、工事円滑化会議、設計変更確認会議及び三者検討会の取組状況を入力するよう指導する。 なお、週休2日工事の実施を表明した場合は、週休2日履行確認ツールを提出するよう指導する。 (2) 受注者に対しては、次の文書により工事の適正な施工について指導するとともに協力を依頼すること。 ア 建設工事の適正な施工について(別添1) イ 工事関係必要書類一覧(別添2)</p>	<p>(4) 「工事故報告について」(平成6年1月19日付け管理第1669号土木部長通達)で規定する事故が発生した場合には、「工事故報告書の様式と事故報告方法の一部変更について」(平成14年4月25日付け建情第93号建設部長通達)に基づき、受注者に指導するとともに適切に処理すること。 (5) 上記(2)及び(3)については、併せて事故発生場所を所管する総合振興局又は振興局産業振興部商工労働観光課へ提出すること。</p> <p>6 雇用労働者就労状況の報告 冬期増嵩経費措置事業に係る雇用労働者就労状況等の報告については、別に定める方法で回答が行われるよう、経済部労働政策局雇用労政課就業担当課長の依頼文を入札公告等に添付すること。</p> <p>7 建設業退職金共済証紙貼付実績の提出 建設業退職金共済証紙貼付実績については、「建設業退職金共済証紙貼付実績の提出について」(平成15年3月27日付け建情第861号建設部長通達)に基づき、<u>別記第1号様式及び第2号様式により受注者からの提出を受けること。</u> なお、受注者(下請負人を含む。)に対し、別記第3号様式の作成及び保管を求めること。</p> <p>8 環境物品等の調達実績及びリサイクル製品の使用実績の報告 (1) 環境物品等の調達実績の報告については、北海道グリーン購入基本方針に基づく「令和4年度環境物品等の調達実績(公共工事)」により受注者から提出を求めること。 (2) 北海道認定リサイクル製品の使用実績に関する報告については、北海道グリーン購入基本方針に基づく「令和4年度環境物品等の調達実績(北海道認定リサイクル製品及び北海道リサイクルブランド)」により受注者から提出を求めること。</p> <p>9 木材及び木材加工資材等の使用状況の報告 木材及び木材加工資材等の使用状況の取りまとめ及び当課への報告については、各建設管理部事業室地域調整課が毎年4月に行うこと。</p> <p>10 その他 (1) 諸報告については、当月分を翌月10日までに取りまとめ、「業種別・月別労働者死傷災害発生状況(様式7)」については、工事管理係に提出すること。 また、「技能士活用状況報告書(実績)(別記様式)」、北海道グリーン購入基本方針に基づく「令和5年度環境物品等の調達実績(公共工事)(別紙様式1-2)」、北海道グリーン購入基本方針に基づく「令和5年度環境物品等の調達実績(北海道認定リサイクル製品及び北海道リサイクルブランド)(別紙様式2-2【工事受注者用】)」については、技術管理係に提出すること。 なお、翌年度にまたがる工事については、当該年度分を3月末現在で取りまとめ、翌年度4月中旬までに報告すること。 (2) 受注者に対しては、<u>工事請負契約締結時等において、次に掲げる別添文書により工事の適正な施工について指導するとともに協力を依頼すること。</u> ア 別添1「建設工事の適正な施工について」 イ 別添2「契約関係提出書類一覧表」</p>	<p>○各建設管理部を經由せず、経済部雇用労政課から直接対象者へ依頼を行うため削除</p> <p>○文言整理</p> <p>○文言整理</p> <p>○記載する順番の変更 ○文言整理</p> <p>○文言整理</p> <p>○変更</p> <p>○文言整理</p>

「令和5年度における公共工事等契約事務に係る留意事項について」に伴う事務の取扱いについて（別添1）対照表（参考）

令和5年度	令和4年度	摘要
<p>受注者各位 (支出負担行為担当者) 建設工事の適正な施工について (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 技術者等の適正な配置 技術者の配置については、次のことに留意すること。 <u>また、請負契約書第9条により設置する技術者について発注者に対する通知義務があるため、「現場代理人等指定通知書」を必ず提出すること。</u></p> <p>(1) 専任の主任技術者等の設置 建設工事で工事一件の請負代金額が4,000万円以上（建築一式工事にあつては8,000万円以上）においては専任の主任技術者又は監理技術者を設置すること。</p> <p>(2) 監理技術者の設置 請負代金額のうち、4,500万円（建築工事業の場合は7,000万円）以上を下請契約して工事を施工するときは、監理技術者を設置すること。</p> <p>(3) 監理技術者の選任 監理技術者を設置しなければならない場合は、監理技術者資格証の交付を受けている者であつて、かつ監理技術者講習を過去5年以内に受講した者のうちから選任しなければならないので留意すること。</p> <p>(4) 監理技術者の兼務 受注した工事において監理技術者の兼務が認められている場合は、監理技術者補佐を専任で配置することにより、特例監理技術者として2件まで兼務することができるので、適正な配置に留意すること。</p> <p>(5) 営業所の専任技術者 営業所の専任技術者として建設業許可に登録されている者は、原則として、現場代理人、主任技術者又は監理技術者として設置することはできないので留意すること。</p> <p>(6) 施工体制台帳の作成及び提出 請負代金額が200万円以上の工事及び下請契約を締結する全ての工事においては、<u>施工体制台帳の写しを工事監督員へ提出すること。</u></p> <p><u>(7) 現場代理人の兼任 現場代理人を、ほかの工事と兼任させようとする場合には、事前に工事監督員へ届出を行うこと。</u></p> <p>2 季節労働者の雇用 工事の施工に際しては、<u>季節労働者を積極的に雇用するよう努めること。</u></p> <p>3 労働者福祉の向上 労働者福祉の向上を図るため、次のことに留意すること。</p> <p>(1) 雇用・労働条件の改善 建設労働力の需給動向に十分注意し、必要な建設労働者の確保に万全を期すこと並びに労働時間の短縮、労働災害の防止、<u>賞金の適正な支払い</u>、退職金制度及び各種保険制度への加入など雇用・労働条件の改善に努めること。</p> <p>(2) 就業規則の作成等 適正な就業規則の作成に努めることとし、一の事業場に常時10人以上の労働者を使用する場合は、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署へ届け出ること。</p>	<p>受注者各位 (支出負担行為担当者) 建設工事の適正な施工について 道発注の公共工事につきましては、本道における良質な社会資本の整備を着実に進めるとともに、道産資材の優先的な活用等による地場産業の振興や雇用の安定と就労の促進等を目指し、事業の有効かつ適正な執行に努めています。 各受注者の皆様におかれましては、これらの趣旨を十分ご理解の上、次の事項の実施に努められ、工事の適正かつ円滑な施工を確保してください。 また、工事の一部を下請負に付す場合には、下請負人に対しても趣旨の徹底を図ってください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 技術者の適正な配置 技術者の配置については、次のことに留意すること。</p> <p>(1) 専任の主任技術者等の設置 建設工事で工事一件の請負代金額が3,500万円以上（建築一式工事にあつては7,000万円以上）においては専任の主任技術者又は監理技術者を設置すること。</p> <p>(2) 監理技術者の設置 請負代金額のうち、4,000万円（建築工事業の場合は6,000万円）以上を下請契約して工事を施工するときは、監理技術者を設置すること。</p> <p>(3) 監理技術者の選任 監理技術者を設置しなければならない場合は、監理技術者資格証の交付を受けている者であつて、かつ監理技術者講習を過去5年以内に受講した者のうちから選任しなければならないので留意すること。</p> <p>(4) 監理技術者の兼務 受注した工事において監理技術者の兼務が認められている場合は、監理技術者補佐を専任で配置することにより、特例監理技術者として2件まで兼務することができるので、適正な配置に留意すること。</p> <p>(5) 営業所の専任技術者 営業所の専任技術者として建設業許可に登録されている者は、原則として、現場代理人、主任技術者又は監理技術者として設置することはできないので留意すること。</p> <p>(6) 施工体制台帳の作成及び提出 <u>道の発注工事では、請負代金額が200万円以上の工事及び下請契約を締結する全ての工事について提出を求めていることから、現場代理人等指定通知書に施工体制台帳等を添付し、速やかに工事監督員へ提出すること。</u> <u>また、現場代理人を他の工事と兼任させようとする場合には、事前に工事監督員へ届出を行うこと。</u> <u>なお、詳細については、建設部建設政策局建設管理課ホームページ (https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ks/k/) の「施工体制Q&A」を参照すること。</u></p> <p>2 技能士の活用 工事目的物の品質の向上を図るため、技能士（職業能力開発促進法に基づく有資格者）の積極的な活用に努め、実績について報告書を提出すること。</p> <p>3 季節労働者の雇用 工事の施工に際しては、<u>現地の公共職業安定所（ハローワーク）と密接な連携をとり、季節労働者、雇用機会増大促進地域の離職者などを積極的に雇用するよう努めること。</u></p> <p>4 労働者福祉の向上 労働者福祉の向上を図るため、次のことに留意すること。</p> <p>(1) 雇用・労働条件の改善 建設労働力の受給動向に十分注意し、必要な建設労働者の確保に万全を期すこと並びに労働時間の短縮、労働災害の防止、<u>適正な賞金の確保</u>、退職金制度及び各種保険制度への加入など雇用・労働条件の改善に努めること。</p> <p>(2) 就業規則の作成等 適正な就業規則の作成に努めることとし、一の事業場に常時10人以上の労働者を使用する場合は、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署へ届け出ること。</p>	<p>○文言整理</p> <p>○追加</p> <p>○変更</p> <p>○文言整理</p> <p>○変更</p> <p>○文言整理</p> <p>○記載の順番の変更</p> <p>○文言整理</p> <p>○文言整理</p> <p>○文言整理</p>

「令和5年度における公共工事等契約事務に係る留意事項について」に伴う事務の取扱いについて（別添1）対照表（参考）

令和5年度	令和4年度	摘要
<p>(3) 雇入通知書の交付 季節労働者等の雇用に際しては、当該労働者に雇入通知書を必ず交付すること。</p> <p>(4) 労働時間の短縮 <u>1週間の法定労働時間は、原則、週40時間労働制が適用されているため、変形労働時間制を活用するなどし、労働時間の短縮が図られるよう努めること。</u></p> <p>(5) 長時間労働の是正 時間外労働について、建設業は令和6年4月から、<u>罰則付上限規制が適用され、原則、月45時間・年360時間を超えることができなくなり、</u>臨時的な特別な事情がある場合であっても年720時間・単月100時間未満（休日労働含む）・複数月平均80時間以内（休日労働含む。）が<u>限度となる</u>ことから、長時間労働の是正が図られるよう努めること。</p> <p>(6) 年次有給休暇の付与 年10日以上年次有給休暇が付与される労働者（管理監督者・有期雇用労働者を含む。）に対して、使用者には、時季を指定し5日間の休暇を取得させることが義務付けられたことから、季節労働者を雇用した場合も含めて、<u>有給休暇の付与（前倒付与を含む。）が図られるよう努めること。</u></p> <p>(7) 適正な賃金の支払い 雇用に当たっては、適正な賃金が支払われるよう配慮すること。</p> <p>(8) 各種保険の加入 受注者は、各種法定保険（雇用保険、労働者災害補償保険、健康保険及び厚生年金保険）への加入及び適正な掛金の納付の履行に努めるとともに、工事の一部を下請に付す場合には、下請負人の各種法定保険への加入状況を確認するとともに、未加入（法律上の加入義務のない者（適用除外）を除く。）の場合は、下請負人（二次以下の下請負人を含む。以下「下請負人等」という。）としないこと。<u>ただしこれは、法律上加入義務のある各種保険への加入を図るものであり、加入義務のない保険への加入を求めているものではないことから、下請契約の相手方として適用除外となる建設業者の排除や、作業員等について現場入場等を禁止することのないよう留意すること。</u> また、現場管理費の改定により、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料が反映され、法定外の労災保険の付保が要件化されたことに留意するとともに、一人親方等に対する労働者災害補償保険への特別加入制度の周知についても配慮すること。</p> <p><u>4</u> 建設業退職金共済制度の活用 建設業退職金共済制度は、<u>建設業の事業主が雇用している建設現場で働く労働者が被共済者となる制度であり、労働者福祉の向上の観点から積極的な活用に向け、次のことに努めること。</u></p> <p>(1) ~ (7) （現行のとおり）</p> <p><u>5</u> 前払金の適正使用（中間前払金を含む。） （現行どおり）</p> <p><u>6</u> 工事請負代金に係る債権譲渡 （現行どおり）</p> <p><u>7</u> 適正な下請契約の締結等 (1) 下請負人の選定 工事の一部を下請負に付す場合には、道内雇用の確保及び道内建設業者の技術力の保持・育成の観点から、道内の中小企業者を下請負人に選定するよう努めること。 また、同一入札参加者を下請負人に選定することは、適正な競争入札を阻害する要因となるため、真にやむを得ない場合を除き極力避けること。</p>	<p>(3) 雇入通知書の交付 季節労働者等の雇用に際しては、当該労働者に雇入通知書を必ず交付すること。</p> <p>(4) 労働時間の短縮 <u>建設業についても週40時間労働制が適用されているので、変形労働時間制を活用するなどし、労働時間の短縮が図られるよう努めること。</u></p> <p>(5) 長時間労働の是正 時間外労働について、建設業は令和6年3月末までの<u>間、上限規制の適用が猶予されているが、働き方改革関連法が施行され、原則、月45時間・年360時間を上限とし、</u>臨時的な特別な事情がある場合であっても年720時間・単月100時間未満（休日労働含む。）が<u>限度となった</u>ことから、長時間労働の是正が図られるよう努めること。</p> <p>(6) 年次有給休暇の付与 年10日以上年次有給休暇が付与される労働者（管理監督者・有期雇用労働者を含む。）に対して、使用者には、時季を指定し5日間の休暇を取得させることが義務付けられたことから、季節労働者を雇用した場合も含めて、<u>年次有給休暇の付与（前倒付与を含む。）について適切な執行が図られるよう努めること。</u></p> <p>(7) 適正な賃金の支払い 雇用に当たっては、適正な賃金が支払われるよう配慮すること。</p> <p>(8) 各種保険の加入 受注者は、各種法定保険（雇用保険、労働者災害補償保険、健康保険及び厚生年金保険）への加入及び適正な掛金の納付の履行に努めるとともに、工事の一部を下請に付す場合には、下請負人の各種法定保険への加入状況を確認するとともに、未加入（法律上の加入義務のない者（適用除外）を除く。）の場合は、下請負人（二次以下の下請負人を含む。以下「下請負人等」という。）としないこと。 <u>なお、法律上加入義務のある各種保険への加入を図るものではないことから、下請契約の相手方として適用除外となる建設業者を排除したり、作業員等について現場入場等を禁止することのないよう留意すること。</u> また、現場管理費の改定により、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料が反映され、法定外の労災保険の付保が要件化されたことに留意するとともに、一人親方等に対する労働者災害補償保険への特別加入制度の周知についても配慮すること。</p> <p><u>5</u> 建設業退職金共済制度の活用 建設業退職金共済制度は、<u>中小企業退職金共済法に基づき設けられている制度であり、被共済者となるものは、建設業を営む事業主に期間を定めて雇用され、かつ建設業に従事することを常態とするものとされており、いわゆる季節労働者等が対象となるので、労働者福祉の向上の観点から積極的な活用に向け、次のことに努めること。</u></p> <p>(1) ~ (7) （略）</p> <p><u>6</u> 前払金の適正使用（中間前払金を含む。） （略）</p> <p><u>7</u> 工事請負代金に係る債権譲渡 （略）</p> <p><u>8</u> 適正な下請契約の締結等 (1) 下請負人の選定 工事の一部を下請負に付す場合には、道内雇用の確保及び道内建設業者の技術力の保持・育成の観点から、道内の中小企業者を下請負人に選定するよう努めること。 また、同一入札参加者を下請負人に選定することは、適正な競争入札を阻害する要因となるため、真にやむを得ない場合を除き極力避けること。</p>	<p>○文言整理</p> <p>○文言整理</p> <p>○文言整理</p> <p>○建設業係益暮通知と文言を合わせる</p> <p>○文言整理（建退共HPから引用）</p>

「令和5年度における公共工事等契約事務に係る留意事項について」に伴う事務の取扱いについて（別添1）対照表（参考）

令和5年度	令和4年度	摘要
<p>(2) 下請契約の締結 建設業法の規定を遵守し、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容による契約書を用いて契約を締結すること。 また、原則、社会保険等未加入建設業者を下請負人等としないこと。</p> <p>なお、下請代金の設定については、<u>施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとするため、書面（電磁的方法を含む。以下同じ。）</u>による見積依頼及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳を示した見積書の提出などを踏まえた双方の協議による適正な手順を徹底すること。 また、見積書は、法定福利費が内訳明示された標準見積書を活用するとともに、双方の協議においては、これを尊重すること。 下請負人に対し、技能労働者への適切な水準の賃金の支払いを要請するなどの特段の配慮をすること。</p> <p>(3) 一括下請負の禁止 道発注の公共工事については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の適用対象であることから、建設業法（昭和24年法律第100号）第22条第3項は適用されないため、第三者に一括して請け負わせないこと。</p> <p>(4) 共同企業体の下請契約 ア 共同企業体の下請契約 共同企業体においては、各構成員が連帯して責任を負うことが適当であるため下請契約についても共同企業体名で締結すること。 イ 権利義務関係の明確化 各構成員と下請負人との権利義務関係を明確にすること。</p> <p>(5) 施工体制台帳の作成 施工体制台帳の作成を通じて、下請負人の使用状況のほか、<u>外国人技能実習生等の従事状況等の的確な把握に努めること。</u> 再下請負業者がいる場合は、下請負人から「再下請負通知書」を受け取り、契約の書面の写しと併せて施工体制台帳に添付すること。 なお、作成した施工体制台帳については、<u>その写し及び添付書類を発注者へ提出すること。</u></p> <p>(6) 施工体系図の作成と工事現場での掲示 工事現場における下請負人（再下請負を含む。）の施工の分担関係を明示するため、施工体系図を作成し、<u>施工体制台帳の写し</u>に添付して提出するとともに、<u>工事現場の工事関係者が見やすい場所及び</u>公衆が見やすい場所に掲示すること。</p> <p>(7) 資材等の運搬業務及び交通誘導警備業務に係る契約等 資材等の運搬業務及び交通誘導警備業務に係る契約については、建設工事の下請契約には該当しないが書面により契約を締結し、代金の設定に当たっては、工事の施工に関連する交通事故防止等の観点から安全性の確保等を考慮した適正なものとなるよう努めること。 なお、契約金額の設定に当たっては、材料費や燃料費等の市場価格を参考に適切な価格設定になるよう十分留意するとともに、交通事故防止等の観点から安全性の確保等を考慮した適正な契約となるように努めること。 また、交通誘導警備業務については、他の下請負人と同様な扱いとして、施工体制台帳及び施工体系図に記載すること。</p>	<p>(2) 下請契約の締結 建設業法の規定を遵守し、建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書により、<u>適正な工期及び工程の設定を含む</u>契約を締結すること。 また、<u>建設工事事務取扱標準様式第15号様式その2（契約書）</u>により、原則、社会保険等未加入建設業者を下請負人等としないこと。 なお、下請代金の設定に当たっては、書面による見積依頼及び建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出などに基づき双方の協議を行うなど、適正な手順を経るとともに、<u>施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとする</u>こと。 また、見積書は、法定福利費が内訳明示された標準見積書を活用するとともに、双方の協議においては、これを尊重すること。 下請負人に対し、技能労働者への適切な水準の賃金の支払いを要請するなどの特段の配慮をすること。</p> <p>(3) 一括下請負の禁止 道発注の公共工事については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の適用対象であることから、建設業法（昭和24年法律第100号）第22条第3項は適用されない<u>ので</u>、第三者に一括して請け負わせないこと。</p> <p>(4) 共同企業体の下請契約 ア 共同企業体の下請契約 共同企業体においては、各構成員が連帯して責任を負うことが適当であるため下請契約についても共同企業体名で締結すること。 イ 権利義務関係の明確化 各構成員と下請負人との権利義務関係を明確にすること。</p> <p>(5) <u>下請負人選定通知書提出の遵守</u> 下請負人を選定した場合は、<u>請負契約書第6条により発注者に対する通知義務があるので、次のことを必ず実施すること。</u> ア <u>全ての</u>下請負人について提出 工事に携わる下請負人を元請負人の責任において明確にし、一次及び二次以下の下請負人の全てについて、<u>施工体制台帳2及び3を添付した「下請負人選定通知書」の提出を徹底すること。</u> イ <u>下請契約書の提出</u> <u>施工体制台帳2及び3には、下請契約（二次以下の下請契約を含む。）の書面の写しを添付すること。</u> ウ <u>下請契約内容の変更に伴う提出</u> <u>下請契約内容に変更があった場合にも必ず提出すること。</u> エ <u>作業員名簿（施工体制台帳4）の作成及び提出</u> <u>施工体制台帳の記載事項に建設工事に従事する者に関する事項が追加されたことから、必ず提出すること。</u></p> <p>(6) 施工体系図の作成と工事現場での掲示 工事現場における下請負人の施工の分担関係を明示するため、施工体系図を作成し、<u>下請負人選定通知書</u>に添付して提出するとともに工事現場の工事関係者や公衆が見やすい場所に掲示すること。 また、元請負人は、<u>施工体制台帳の作成を通じて、技術者の配置状況や下請業者の使用状況のほか、外国人技能実習生等の従事状況など施工体制の的確な把握に努めること。</u></p> <p>(7) 資材等の運搬業務及び交通誘導警備業務に係る契約等 資材等の運搬業務及び交通誘導警備業務に係る契約については、建設工事の下請契約には該当しないが書面により契約を締結し、代金の設定に当たっては、工事の施工に関連する交通事故防止等の観点から安全性の確保等を考慮した適正なものとなるよう努めること。 なお、契約金額の設定に当たっては、材料費や燃料費等の市場価格を参考に適切な価格設定になるよう十分留意するとともに、交通事故防止等の観点から安全性の確保等を考慮した適正な契約となるように努めること。 また、交通誘導警備業務については、他の下請負人と同様な扱いとして、施工体制台帳及び施工体系図に記載し、<u>下請負人選定通知書の提出を徹底</u>すること。</p>	<p>○文言整理</p> <p>○文言整理</p> <p>○変更</p> <p>○文言整理 ○変更</p> <p>○変更</p>

「令和5年度における公共工事等契約事務に係る留意事項について」に伴う事務の取扱いについて（別添1）対照表（参考）

令和5年度	令和4年度	摘要
<p>(8) 公共工事設計労務単価の取扱い 公共工事設計労務単価を参考として見積り等を行う場合について、当該単価は所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであり、所定時間外の労働に対する割増賃金、現場管理費及び一般管理費等の諸経費は含まれておらず、別途計上されるものであることから、諸経費分は含まれていないなど公共工事設計労務費単価の主旨を十分理解の上、適正に取り扱うこと。 例えば、交通誘導警備業務について契約を締結する場合には、交通誘導警備員の賃金等に加えて警備会社等に必要な現場管理費及び一般管理費等の諸経費を適正に計上すること。</p> <p>8 適正な下請代金の支払等 (現行のとおり)</p> <p>9 技能士の活用 工事目的物の品質の向上を図るため、技能士（職業能力開発促進法に基づく有資格者）の積極的な活用に努め、実績について<u>報告すること。</u></p> <p>10 道産品等の優先的使用 使用資材については、「北海道グリーン購入基本方針に基づく環境物品等」並びに「道産品や道産資材、間伐材を使用した木材・木製品」及び「北海道認定リサイクル製品」を優先的に使用しよう努めること。 なお、上記に関する使用状況等（道産品や道産資材を除く。）について<u>報告すること。</u></p> <p>11 建設副産物の適正な処理 (1) 建設副産物の処理 工事の施工により生じる建設副産物（コンクリート塊等の建設廃棄物及び再生資源となる建設発生土）については、設計図書に明示された施工条件に基づき適正に処理すること。特に、建設発生土の搬出が予想される場合については、危険な盛土等の発生を防止するため、処理を適正に行うこと。 (2) 関係法令等の遵守 建設廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）、建設副産物適正処理推進要綱（<u>平成14年5月30日付け国官第122号改正</u>）等を遵守し、工事現場の管理を適正に行うこと。 廃棄物処理法の規定の適用については、工事が数次の請負によって行われる場合は、元請業者が事業者として建設廃棄物を適正に処理する責務を負うことに留意すること。 (3) 分別解体等によって生じた特定建設資材廃棄物に関する事務処理 <u>分別解体等によって生じた特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用等について、発注者から協議の通知があった場合は、協議書を提出すること。</u> <u>また、協議内容に変更が生じる場合は、変更協議書により協議を行うこと。</u></p> <p>(4)～(5) (現行のとおり)</p> <p>(6) アスベスト（石綿）が含まれている建築物・工作物等の解体・改修等 アスベスト（石綿）が含まれている建築物・工作物等を解体若しくは改修をする場合、大気汚染防止法（昭和43年法律第96号）等に基づく届出等の事務手続きや、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等に基づく適正な作業環境の確保など、関係法令を遵守し適切な措置を講じること。 <u>また、石綿予防規則等により、アスベスト（石綿）の使用の有無の事前調査が必要な場合は、適正に対処すること。</u></p> <p>12～15 (現行どおり)</p>	<p>(8) 公共工事設計労務単価の取扱い 公共工事設計労務単価を参考として見積り等を行う場合について、当該単価は所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであり、所定時間外の労働に対する割増賃金、現場管理費及び一般管理費等の諸経費は含まれておらず、別途計上されるものであることから、諸経費分は含まれていないなど公共工事設計労務費単価の主旨を十分理解の上、適正に取り扱うこと。 例えば、交通誘導警備業務について契約を締結する場合には、交通誘導警備員の賃金等に加えて警備会社等に必要な現場管理費及び一般管理費等の諸経費を適正に計上すること。</p> <p>9 適正な下請代金の支払等 (略)</p> <p>10 道産品等の優先的使用 使用資材については、「北海道グリーン購入基本方針に基づく環境物品等」並びに「道産品や道産資材、間伐材を使用した木材・木製品」及び「北海道認定リサイクル製品」を優先的に使用しよう努めること。 なお、上記に関する使用状況等（道産品や道産資材を除く。）について<u>工事監督員に報告すること。</u></p> <p>11 建設副産物の適正な処理 (1) 建設副産物の処理 工事の施工により生じる建設副産物（コンクリート塊等の建設廃棄物及び再生資源となる建設発生土）については、設計図書に明示された施工条件に基づき適正に処理すること。特に、建設発生土の搬出が予想される場合については、危険な盛土等の発生を防止するため、処理を適正に行うこと。 (2) 関係法令等の遵守 建設廃棄物の処理に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）<u>及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、建設副産物適正処理推進要綱等を遵守し、工事現場の管理を適正に行うこと。</u> 廃棄物処理法の規定の適用については、工事が数次の請負によって行われる場合は、元請業者が事業者として建設廃棄物を適正に処理する責務を負うことに留意すること。 (3) 分別解体等によって生じた特定建設資材廃棄物に関する事務処理 <u>分別解体等によって生じた特定建設資材廃棄物の再資源化等については、次のことに努めること。</u> <u>ア 協議書の提出</u> <u>落札後、発注者から再資源化等に要する費用等についての協議の通知があった場合は、入札契約課に協議書を提出すること。</u> <u>イ 設計変更について</u> <u>建設リサイクル法対象工事の設計変更について通知があった場合及び受注者の都合により協議内容に変更が生じる場合は、変更協議書を作成し、入札契約課に提出すること。</u></p> <p>(4)～(5) (略)</p> <p>(6) アスベスト（石綿）が含まれている建築物の改修等 アスベスト（石綿）が含まれている建築物を改修若しくは解体をする場合、大気汚染防止法（昭和43年法律第96号）等に基づく届出等の事務手続きや、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等に基づく適正な作業環境の確保など、関係法令を遵守し適切な措置を講じること。</p> <p>12～15 (略)</p>	<p>○記載の順番の変更</p> <p>○文言整理</p> <p>○文言整理</p> <p>○文言整理</p> <p>○共通仕様書に記載されているため削除</p> <p>○文言整理</p> <p>○文言整理</p>